

平成29年第4回(12月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成29年12月8日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成29年12月8日	午前9時28分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 深木 健宏	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 伊藤 勇二 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 池 田 朝 博 加 地 義 之 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 安 井 規 雄 辰 巳 政 行

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	公平委員会委員長	藤 原 佑 二
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	固定資産評価審査委員会委員長	内 匠 紀一郎
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大 内 美 香
	議会事務局長補佐	小 村 雄 一
町長提出議案の題目	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	承認第7号	平成29年度三郷町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
	承認第8号	平成29年度三郷町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
	承認第9号	平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
	議案第42号	平成29年度三郷町一般会計補正予算(第5号)
	議案第43号	平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第44号	平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第45号	平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第46号	平成29年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第47号	三郷町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
	議案第48号	三郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
	議案第49号	三郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
	議案第50号	三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
	議案第51号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第52号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
	議案第53号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第54号	三郷町行政組織条例の一部改正について
	議案第55号	三郷町特別会計条例の一部改正について
	議案第56号	三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
	議案第57号	三郷町都市公園条例の一部改正について
議案第58号	三郷町下水道条例の一部改正について	
議案第59号	三郷町水道事業給水条例の一部改正について	
議案第60号	平成29年度町道勢野166号線(東信貴ヶ丘跨線橋)補修工事請負変更契約の締結について	
議案第61号	三郷町道路線の認定について	

	<p>議案第 6 2 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第 6 3 号 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について</p> <p>報告第 1 0 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 4 号 憲法 9 条の改悪に反対し、憲法の平和・人権・民主主義を生かす政治を求める意見書</p> <p>発議第 5 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>2 番 久 保 安 正 3 番 南 真 紀</p>

平成 29 年 第 4 回 (1 2 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 1 2 月 8 日
午 前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 16 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 承認第 7 号 平成 29 年度三郷町一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分について
- 第 5 承認第 8 号 平成 29 年度三郷町一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 第 6 承認第 9 号 平成 29 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の専決処分について
- 第 7 議案第 42 号 平成 29 年度三郷町一般会計補正予算(第 5 号)
- 第 8 議案第 43 号 平成 29 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 9 議案第 44 号 平成 29 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 10 議案第 45 号 平成 29 年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 11 議案第 46 号 平成 29 年度三郷町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 第 12 議案第 47 号 三郷町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 第 13 議案第 48 号 三郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 14 議案第 49 号 三郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 15 議案第 50 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 51 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 52 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 53 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 54 号 三郷町行政組織条例の一部改正について
- 第 20 議案第 55 号 三郷町特別会計条例の一部改正について

- 第 2 1 議案第 5 6 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 5 7 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 5 8 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 5 9 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度町道勢野 1 6 6 号線（東信貴ヶ丘跨線橋）補修
工事請負変更契約の締結について
- 第 2 6 議案第 6 1 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 7 議案第 6 2 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について
- 第 2 8 議案第 6 3 号 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定
管理者の指定について
- 第 2 9 報告第 1 0 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 3 0 提案理由の説明
- 第 3 1 発議第 4 号 憲法 9 条の改悪に反対し、憲法の平和・人権・民主主義を生
かす政治を求める意見書
- 第 3 2 発議第 5 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見
書
- 第 3 3 一般質問

開 会 午前 9 時 2 8 分

〔開会宣告〕

議長（深木健宏） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 9 年第 4 回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（深木健宏） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）(登壇) 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 5 2 号によりまして、平成 2 9 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、このたびの台風 2 1 号による大雨により被災されました住民の皆様、心よりお見舞い申し上げます。幸いにして、とうとい人命が失われることはなかったものの、町の公共施設を含めまして、各地で大きな被害が発生いたしました。現在も復旧・復興の途中である地域もあり、町としましても、部署を超えた連携を行いながら、職員一丸となって、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

また、この災害を教訓に、改めて事後検証を行い、今後の防災・減災について、総合的な見直しを図ってみたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 1 件、承認案件 3 件、議決案件 2 2 件、報告案件 1 件の計 2 7 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（深木健宏） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、2 番、久保安正議員、3 番、南 真紀議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（深木健宏） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの8日間に決定いたしました。

〔議案朗読〕

議長（深木健宏） この際、日程第3、「同意第16号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第29、「報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 承認第 7号 平成29年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

日程第 5 承認第 8号 平成29年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

日程第 6 承認第 9号 平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

日程第 7 議案第42号 平成29年度三郷町一般会計補正予算（第5号）

日程第 8 議案第43号 平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第44号 平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第45号 平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第46号 平成29年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第47号 三郷町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

日程第13 議案第48号 三郷町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第14 議案第49号 三郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定につ

いて

- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 三郷町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 三郷町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度町道勢野 1 6 6 号線（東信貴ヶ丘跨線橋）補修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 三郷町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 報告第 1 0 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） 日程第 3 0、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 1 6 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員

会委員の選出方法が、市町村長の任命制に変更となったことによるものであります。現在2名の欠員があることから、新たに募集を行ったところ、農業に関してすぐれた識見と豊富な経験を有しておられる石井基之氏の推薦をいただいたことから、同氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「承認第7号、平成29年度三郷町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」であります。

既決予算に996万6,000円を追加し、補正後の予算総額を106億7,809万2,000円としたものであります。

去る9月28日に衆議院が解散となり、衆議院議員総選挙が10月10日に公示され、10月22日に投開票が行われることとなったことから、本会計におきまして、同選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を9月28日付で専決処分したものであります。

続きまして、「承認第8号、平成29年度三郷町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。

既決予算に326万2,000円を追加し、補正後の予算総額を106億8,135万4,000円としたものであります。

冒頭でも述べましたが、台風21号による大雨の影響で、公共施設にも甚大な被害が発生いたしました。下水道施設では、立野地域し尿処理場が水没し、電気系統が故障いたしました。このことから、復旧に係る工事費用等を災害等に要した経費として明確にするため、今回、新たに災害復旧費を創設し、土木施設災害復旧費で326万2,000円を、また、ウォーターパークにおきましても、浸水により、中央監視盤や非常放送設備、ポンプ、給排気ファンなどが故障し、早期に改修しなければならないことから、同じく文教施設災害復旧費で1,847万7,000円を10月22日付で専決処分したものであります。

続きまして、「承認第9号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」であります。

既決予算に4,306万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億4,980万7,000円としたものであります。

同じく台風21号による大雨の影響で、立野污水中継ポンプ場が浸水したため、施設内の機械・電源設備等の仮復旧工事や、流入した污水の引き抜きと運搬に係

る費用として、一般会計と同じく、土木施設災害復旧費で4,306万1,000円を10月22日付で専決処分したものであります。

続きまして、「議案第42号、平成29年度三郷町一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

既決予算に2,846万9,000円を追加し、補正後の予算総額を107億982万3,000円とするものであります。

人事院勧告に伴う職員等の給料、手当等の改正や、人事異動に係る人件費を除き、歳出から主な内容をご説明申し上げます。

まず、総務費では、9月定例会の閉会の挨拶でも述べさせていただきましたが、来年度から、子育てのしやすい環境づくりを推進し、未来ある子ども達のために、ワンストップで子育て支援を行う新たな部署の設置を進めるため、大幅な組織改編を行い、こども未来創造部を新設させていただきたく予定をしております。これに伴いまして、電話回線の工事が必要となることから、財産管理費で227万5,000円を、また、同じく、ネットワーク環境を整えるためのLAN工事に係る経費として、情報管理費で138万円を計上するものであります。

次に、「きらきらぼし」の作詞者として著名な詩人・児童文学作家の武鹿悦子先生が町内に在住されています。本町は童謡という大きな文化財産に恵まれ、また、来年は童謡100年という記念すべき年であります。そこで、本町を文化の風薫るまちとして、来年度に「童謡のまち」宣言を行い、式典及び童謡コンサートを平成30年4月21日に開催する予定をしております。これに伴う準備等の経費を計上したところであります。

また、高齢者が地域社会において、年齢にかかわらず活躍し続けることができるよう、新たに三郷町生涯現役促進協議会を設置し、生涯現役社会の実現に向けた取り組みを進めるため、その事業補助に対する経費として、企画費で763万円を計上するものであります。

次に、民生費では、後ほど説明いたします、介護保険特別会計の補正に伴う一般会計繰出金として、老人福祉総務費で210万4,000円を計上するものであります。

次に、身体障害者への補装具給付に当たり、高額な支給申請があり、当初の見込みを上回ったこと、また、障害児通所事業におきまして、サービスの利用者及び通所先が増加したことから、障害者(児)福祉費で1,269万円を追加する

ものであります。

次に、来年4月の組織改編に伴い、事務所の配置がえによる福祉保健センターの改修工事を行うため、福祉保健センター管理費で225万4,000円を、また、子育てワンストップ施策として、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、利用者支援事業所の開設準備に必要な備品等の購入について、母子保健費で323万5,000円を計上するものであります。

次に、災害時に本町の東部地域における備蓄品を確保するため、夕陽ヶ丘住民広場に備蓄コンテナを設置するための経費として、防災費で85万9,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、9月定例会におきまして、三郷北小学校放課後児童クラブの増築等の補正予算を可決いただき、その財源として地方債の発行を予定しておりましたが、このたび、同事業に対し、国、県からの補助金が交付されることとなったことから、財源の変更を行うものであります。

次に、平成22年度に発掘調査で発見された勢野東遺跡の報告書作成を奈良県に委託しておりましたが、今年度の作業遅延が見込まれることから、文化財保護費で全額の157万円を減額するものであります。

次に、先ほど説明いたしました災害復旧費で、台風21号による被災のため、立野地域し尿処理場が水没し、機能が停止したことで、県の流域幹線へ仮接続し、処理を行ったことから、流域下水道維持管理負担金を、また、本接続するための調査設計委託料を、土木施設災害復旧費で1,588万円計上するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました身体障害者補装具給付費・障害児通所給付費の増額に伴い、国庫負担金で634万5,000円を、県負担金で317万2,000円を、それぞれ増額するものであります。

また、福祉保健センター事務所改修工事に伴い、国庫補助金、県補助金でそれぞれ133万3,000円、同額の増額をするものであります。

また、放課後児童クラブ増築の補助金が採択されたことから、国庫補助金で3,229万2,000円を、県補助金で807万2,000円を、それぞれ増額するとともに、教育債で4,500万円を減額するものであります。

次に、立野地域し尿処理場に係る復旧経費の財源として、下水処理施設管理基金繰入金で1,588万円を追加するものであります。

また、生涯現役促進協議会活動補助返戻金として、諸収入で504万2,000円を計上するとともに、歳出の財政調整積立金1,826万8,000円を減額することで、収支を合わせるものであります。

なお、職員の人件費に関しましては、本年度に人事院が給料月額を平均0.2%、勤勉手当を0.1か月分、それぞれ引き上げる勧告を行い、奈良県人事委員会においても、人事院勧告に準拠した内容での勧告が行われました。本町でも、国、県の勧告内容と同様に、職員の給料月額、勤勉手当の改正を行うとともに、議会議員を初め、町長、副町長、教育長の期末手当の改正も踏まえ、それぞれの科目において補正予算を計上したもので、人事異動、退職等に係る人件費の変動分も合わせ、一般職の給料で821万1,000円を、共済費につきましては、特別職も含め、223万1,000円を減額する一方、特別職を含め、手当等で112万7,000円を増額するものであります。

続きまして、「議案第43号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に1億8,785万9,000円を追加し、補正後の予算総額を9億3,766万6,000円とするものであります。

歳出では、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費として、下水道総務費で75万7,000円を、公共下水道事業費で600万2,000円を増額するものであります。また、台風21号の大雨により、立野汚水中継ポンプ場が水没したため、施設等の復旧業務を下水道事業団へ委託するため、1億8,110万円を追加するものであります。

一方、歳入では、一般会計繰入金で675万9,000円を増額するとともに、災害復旧に対する財源として、下水道債1億8,110万円を追加するものであります。

続きまして、「議案第44号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に992万5,000円を追加し、補正後の予算総額を30億5,718万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、平成30年度から国保の県単位化に伴うシステムの追加改修が生じることから、一般管理費で11万8,000円を、また、高額療養費の見込み額が当初予算額を上回ることから、一般被保険者高額療養費

で980万7,000円を、それぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、システム改修の増額及び一般被保険者高額療養費の増額に伴いまして、国庫負担金で167万5,000円、国庫補助金で37万6,000円、県補助金で50万7,000円をそれぞれ増額し、基金繰入金736万7,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第45号、平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に833万5,000円を追加し、補正後の予算総額を18億8,401万3,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修、及び国保連合会とのネットワーク接続に係る経費として、一般管理費で198万6,000円を、国保連合会負担金で1万4,000円をそれぞれ計上するものであります。

また、保険給付費におきまして、決算見込み額が当初予算額と比較して増額することから、居宅介護福祉用具購入費で65万円、介護予防サービス給付費で780万9,000円、介護予防福祉用具購入費で14万8,000円、高額介護予防サービス費で8,000円、審査支払手数料で6万8,000円を、それぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、介護保険システム改修に伴いまして、国庫補助金で99万3,000円を追加するものであります。また、保険給付費の増額に伴いまして、国庫負担金で172万3,000円、支払基金交付金で243万1,000円、県負担金で107万6,000円、県補助金で8,000円を、また、一般会計繰入金で210万4,000円を、それぞれ追加するとともに、歳出の基金積立金を234万8,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第46号、平成29年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

収益的支出における水道事業費用予算に1,458万円を追加し、補正後の予算額を6億6,337万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、9月末ごろから水道にカビ臭が発生し、その対策として、一時的に大門ダム及びとっくり湖の取水を停止いたしました。また、台風21号における被害状況から、続く台風22号への対策として、とっくり湖の水位を下

げる処理を行いました。これにより、10月、11月の2か月間、両ダムからの取水を停止した分を補うため、県営水道の受水量が増加したことから、当該水量に係る費用を計上するものであります。

続きまして、「議案第47号、三郷町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について」であります。

本条例につきましては、本町における急傾斜地等の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの崩壊対策として奈良県が実施する事業について、受益者から分担金を徴収するため、新たに制定するものであります。

対策事業については、奈良県の負担割当が9割、市町村が1割となりますが、受益者負担の原則から、地方自治法第224条の規定により、当該1割の負担割合のうち、受益者から一定の割合で分担金を徴収するため、その徴収方法、減免規定等を定め、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第48号、三郷町犯罪被害者等支援条例の制定について」であります。

本条例につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するため、新たに制定するものであります。

主な内容としまして、遺族見舞金や障害見舞金の支給、町営住宅への一時的な入居等の実施を初め、相談、広報体制など犯罪被害者支援の施策を実施するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第49号、三郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」であります。

下水道事業は、水道事業と同様に、住民生活に欠かせないライフラインであり、資産規模が大きいことから、経営状況を的確に把握し、安定して事業運営を行う必要があります。このことから、健全な経営を推進するための取り組みとして、地方公営企業法の財務規定等の一部適用し、平成30年4月1日から同事業を企業会計へ移行させるため、本条例を制定し、必要な手続について定めるもので、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第50号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第51号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、及び「議案第52号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」につき

ましては、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の給与が改定されることに鑑み、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当等の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げ、1.75か月分とするものであります。また、来年度以降の期末手当につきましては、その0.05か月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025か月分に振り分け、6月期を1.575か月分、12月期を1.725か月分とし、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当等を改めるものであります。

内容といたしましては、初任給を初め、給料月額を平均0.2%引き上げるとともに、本年12月の勤勉手当を0.1か月分引き上げ、0.95か月分とし、給料については本年4月1日から、勤勉手当については本年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降につきましても、勤勉手当引き上げ分0.1か月分を6月期と12月にそれぞれ0.05か月分に振り分け、0.9か月分とするなど、所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第54号、三郷町行政組織条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、補正予算でも説明いたしましたが、平成30年度から子育て支援のワンストップ施策の充実を図るため、本町の組織体制を改編することに伴うものであります。

内容といたしましては、当該施策の担当部署となるこども未来創造部を新設し、現行の健康福祉部を住民福祉部に再編するとともに、こども未来創造部の分掌事務を新たに定めるものであります。その他、一部の部署における分掌事務の見直しを行い、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第55号、三郷町特別会計条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、先ほどご説明いたしました、下水道事業が地方公営企業法の一部適用を受け、企業会計化することから、本条例における当該事業に係る規定を削除するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第56号、三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について」であります。

現在、三郷町放課後児童クラブにおきまして、待機児童が発生し、また、高学年児童の受け入れも実施していない状況であることから、早急な受け入れ体制の拡充を行うため、本年度において施設の増設を実施しております。これに伴い、同クラブの定員を、三郷小学校放課後児童クラブにおいては、現行の100人を160人に、三郷北小学校放課後児童クラブにおいては、現行の180人を240人に増員するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第57号、三郷町都市公園条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、三室1丁目地内の開発行為に伴い設置された公園について、都市計画法第40条第2項の規定により、本町への帰属が完了したことから、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第58号、三郷町下水道条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、下水道事業の企業会計化に伴い、将来的な独立採算制を図るため、使用料の改定を行うものであります。

内容としましては、近隣市町村の状況も鑑み、中間排水使用料を新設するとともに、一般排水及び特定排水使用料を、1立方メートル当たり、それぞれ20円増額し、平成30年10月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第59号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

水道料金につきましては、平成27年12月定例会において、引き下げを求める請願書が採択されたことから、これまで事業の運営状況や推移について精査してまいりました。その結果、今回、住民負担の軽減を図るため、住民生活に係る30立方メートルまでの価格帯について、1立方メートル当たり25円引き下げるもので、本条例に所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するも

のであります。

続きまして、「議案第60号、平成29年度町道勢野166号線(東信貴ヶ丘跨線橋)補修工事請負変更契約の締結について」であります。

本案につきましては、工事実施に当たり、受注者と協議を行い、施工内容や施工方法に変更が生じたことから、請負変更契約を締結するもので、当初の契約金額7,519万9,581円を618万7,581円減額し、変更後の契約金額を6,901万2,000円とするものであります。

続きまして、「議案第61号、三郷町道路線の認定について」であります。

本案につきましては、三室1丁目の開発に伴い築造されました道路、4路線の帰属が完了したことから、道路法第8条第2項の規定により、新たに町道認定するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第62号、三郷町文化センターの指定管理者の指定について」であります。

文化センターの管理・運営につきましては、現在、公益財団法人三郷町文化振興財団を指定管理者に指定しているところでありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了することとなります。そこで、引き続き当該財団を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年とするものであります。

続きまして、「議案第63号、三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について」であります。

本案につきましては、三郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会において、候補者選定を行った結果、香芝市磯壁3丁目40番地の1、株式会社翔成を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年とするものであります。

最後に、「報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について、報告するものであります。

内容といたしましては、本年7月2日及び9月9日に発生した自動車の物損事故に係る損害賠償で、それぞれ6万1,020円、14万9,698円の賠償金を支払うことで示談が成立したものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（深木健宏） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（深木健宏） 日程第31、「発議第4号、憲法9条の改悪に反対し、憲法の平和・人権・民主主義を生かす政治を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第4号、平成29年12月8日、三郷町議会議長 深木健宏様。

憲法9条の改悪に反対し、憲法の平和・人権・民主主義を生かす政治を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

5月3日、安倍首相は突然、「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書きこむ」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べました。そして、先の衆議院選挙で、自民党は公約に9条を含む憲法改正を打ち出し、選挙後、自民党憲法改正推進本部は党改憲案のとりまとめの論議を再始動し、年内に改憲案をまとめ、来年の通常国会への提出、発議をめざしています。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争してこなかった大きな力は、憲法9条の存在と私たち国民の平和を希求する日々の行動の成果です。私たちは、そのことを改めて戦後72年の歴史から汲み取るべきです。

いま、北朝鮮問題への対応が問題になっています。北朝鮮の核実験やミサイル開発は断じて容認できません。同時に、破滅をもたらす戦争は絶対に引き起こしてはなりません。軍事圧力一辺倒ではなく、こんな時こそ、憲法9条を持つ日本が、経済制裁を強化しながらも平和的対話に道を開くために外交面で大きな役割を果たすべきです。そのためにも、憲法9条は、世界の恒久平和を実現する上で

誇りこそすれ、変えたり、新たな文言をつけ加えたりすべきではありません。ましてや、日本をふたたび海外で「戦争する国」にしてはなりません。

憲法9条の改悪に反対し、憲法を生かす政治の実現のために下記のことを求めます。

記

一、憲法9条を変えないこと。

一、憲法の民主主義・基本的人権の尊重・平和主義の諸原則を生かす政治を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年12月、奈良県三郷町議会

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） ただいまの朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 憲法9条の改悪に反対し、憲法の平和・人権・民主主義を生かす政治を求める意見書について、提案理由を述べます。

議員の皆さんもご承知のように、日本国憲法の前文には、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、この憲法を確定する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。このようにあります。

また、第2章、戦争の放棄、第9条は次のように述べています。日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。第2項、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

ところで、安倍首相が提起をした、憲法9条の1項、2項はそのまま残して、新たに9条に自衛隊の存在を書き込むという改憲案についてですが、11月21日に行われました衆議院の本会議で、日本共産党志位委員長は、代表質問で安倍首相に次のように問いました。法律の世界では、あとからつくった法律は、前の

法律に優先することが一般原則とされる、ですから、仮に 9 条 2 項が残されたとしても、あとからつくった条項で自衛隊が明記されれば、こちらが優先され、9 条 2 項の空文化、死文化に道を開くことになるのではないかと、そうならば、9 条 2 項によってできないとされてきた武力行使を目的とした海外派兵や集団的自衛権の全面的発動が可能となり、海外での武力行使が無制限になるのではないかと、このように質問をしました。これに対する安倍首相の答弁は、自衛隊の存在が憲法に明記されることによって、自衛隊の任務や権限に変更が生じることはなく、指摘は全く当たらない、こういう答弁でありました。

9 条 2 項は戦力の不保持を規定しています。そのもとで、世界有数の軍事力である自衛隊が、違憲の疑いを持たれるからこそ、安倍政権以前の歴代政権は、自衛隊は、専守防衛のための必要最小限の実力組織であって、軍隊ではない、したがって、集団的自衛権の行使や海外での武力行使はできないという憲法解釈となり、それに縛られた実力組織として、自衛隊の合憲性を明らかにしてきたのです。しかし、安倍政権は、既に一昨年秋、集団的自衛権行使を含む安保法制を強行制定し、自衛隊が海外で武力行使ができるようにしています。ここで自衛隊を憲法に明記し、文字どおり憲法上の存在にすれば、合憲性の担保としての制約は消滅し、制限のない海外での武力行使に道を開くこととなります。安倍首相の答弁とは全く逆に、自衛隊の任務と権限に根本的な変化が生じるのは誰の目にも明らかであります。そもそも、9 条に自衛隊の存在を明記しても、自衛隊の任務や権限に変更が生じることがないのならば、あえて憲法を変える必然性は全くないということになってしまいます。

朝日新聞社が、自民党と公明党の与党が改憲発議に必要な 3 分の 2 を上回る議席を獲得した衆議院選挙のあとの 11 月に、世論調査を行いました。安倍首相に一番力を入れてほしい政策は何ですかという質問に対して、社会保障が一番力を入れてほしいが 32%、景気と雇用が一番力を入れてほしいが 20%、教育が一番力を入れてほしいが 15%となりました。暮らしと子育てについての願いが合わせて 67%を占めました。憲法改正が一番力を入れてほしいというのは 6%にとどまりました。国民の皆さんのほとんどの方は、安倍首相に憲法改正で頑張ってもらいたいとは思ってはいないのです。

以上、提案理由です。

議長（深木健宏） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

続いて、日程第32、「発議第5号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一）朗読いたします。

発議第5号、平成29年12月8日、三郷町議会議長 深木健宏様。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 伊藤勇二。賛成者 高岡 進、山田勝男、辰己圭一。

道路は住民生活や経済活動を支える基盤であるとともに、地方創生の実現や南海トラフ巨大地震への対応といった国土強靱化の観点からも、欠くことが出来ない社会資本の一つである。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(道路財特法)の規定に基づき、交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされているが、この規定は、平成29年度までの時限措置となっている。

三郷町においては、地方創生の取り組みにあたり、県による椿井王寺線の整備推進や町道整備に取り組んでいるが、今後も引き続き強力に進めていく必要がある。

道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備事業の推進により、地域の活性化を図る必要がある。

よって、国におかれては、道路財特法の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続し、今後とも「安全・安心の確保」や「生産性の向上による成長力の強化」の実現に向け、迅速かつ着実に道路整備を推進するために、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月、奈良県三郷町議会

意見書提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） ただいまの朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。10番、伊藤勇二議員。

10番（伊藤勇二）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

ご案内のように、安全・安心の確保や、生産性の向上による成長力の強化を実現するためには、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続が必要であると考えます。

三郷町におきまして、平成28年度社会資本整備総合交付金事業の総事業費が、10種の事業で合計2億719万9,000円であり、補助率55%で、補助金が1億1,395万8,000円でした。これがもし補助率50%になりますと、補助金が1億359万9,000円となり、金額ベースで1,035万9,000円の負担が増加することになります。

平成29年度におきましても、町道勢野166号線（東信貴ヶ丘跨線橋）補修工事7,519万円、町道城山台3号線ほか舗装修繕工事782万円、町道立野165号線ほか舗装修繕工事741万円、橋梁定期点検928万円など、17種に及ぶ社会資本整備総合交付金事業が行われております。道路整備にかかわる事業は平成30年度以降も続くわけですが、かさ上げ規定が平成29年度末で期限が切れますと、地方の負担、三郷町の負担が大きく増加するということになります。

よって、三郷町の道路をできるだけもっともっとよくしたい、そして、三郷町の限りある財源を少しでも抑制したいとの思いで、今般、意見書を提出させていただきました。全議員のご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（深木健宏） それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

議長（深木健宏） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開、10時45分。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時45分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（深木健宏） 日程第33、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀）（登壇） 小学校入学準備金の入学前支給をとということについて質問させていただきます。

昨年12月議会で、就学援助の入学準備金は入学前に支給されたいと一般質問いたしました。その後、中学校の入学準備金については、今年度から入学前に支給が実施されるようになりました。小学校の入学準備金についても、入学前に支給できるよう、既に実施している自治体等の方法を調べて検討すべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えいたします。

就学援助の入学準備金につきましては、昨年12月において、南議員より同様のご質問を受け、今年度より中学校へ入学される児童を対象に、入学前に支給で

きる準備をしております。

そのような中、今回のご質問であります小学校への入学準備金の支給についてでございますが、近隣では、王寺町が小学校入学予定の幼児に対し、就学援助の入学準備金を入学前に支給しております。本町といたしましても、毎年、新入学児童への就学通知を入学前に保護者に送付していることから、同じタイミングで入学準備金の周知及び申請書を同封することが可能であることから、王寺町などの事例を参考にしながら、申請手続の簡素化などの課題を検証し、小学校への入学準備金を入学前に支給できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 南 真紀議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今年度からでしょうか。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今年度は中学校の入学者を対象にしております、小学校は、準備の加減もありますので、翌年度以降というか、翌年度からということで予定をしております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 西和地域で病児保育をということについて質問させていただきます。

ついこの間の9月議会で、病児保育実施について一般質問いたしました、答弁では、西和医療センターにおける病児保育の実施に向けた協議を始めたところ、ですとのことでした。その後、どのように進んでいるのか、お答えをお願いいたします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

病児保育につきましては、第3回9月議会で、南議員からの質問に対し、西和医療センターとの協議を始めたところとありますと答弁させていただきました。

その後の協議内容についてご報告させていただきます。

まず、施設の設置場所につきましては、前回の答弁でもありましたように、西和医療センターの院内保育施設に近接している空き地に、新たに施設を建設する

方向で進めております。

次に、施設の設置及び運営を西和医療センターで行うことについて、次のような問題が出てきております。

西和医療センターにつきましては、平成26年4月に地方独立行政法人として法人化され、奈良県立病院機構が運営をされております。この運営法人である奈良県立病院機構の改革プランによれば、病院機構の平成29年度の累積赤字の試算額は約85億円となっていることから、新たな事業の実施や資産を保有することは難しいとのことでありました。特に、病児保育事業を新規事業として行うには、定款の変更が必要となり、これには国などの承認が必要で、このような赤字の経営下で承認を受けることは非常に困難であるとのことでありました。

このことから、奈良県といたしましては、先ほど述べましたとおり、施設の建設場所の提供と、その場所で実施する場合に限り、医師及び看護師の派遣を協力するとのことであります。

これらのことを受け、西和7町で協議を行い、四つの方向性を検討いたしております。まず、一つ目は、これまでどおり、西和医療センターでの施設の設置及び運営を求めて、引き続き協議をしていく方法、二つ目は、西和7町で組織している王寺周辺広域休日応急診療施設組合の一部事務組合において、施設の設置及び運営を行う方法、三つ目は、西和7町で施設を設置し、運営については、社会福祉法人等を公募し委託する方法、四つ目は、西和医療センターではなく、別の病院を探すという方法であります。

現在、この四つの方向性について、どの案で進めていくのかを西和7町において協議しているところであり、今後も引き続き、広域での病児保育実施に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 早急に、困っているお母さん方がたくさん、お母さんもお父さんも困ってらっしゃる方がいっぱいいらっしゃいますので、早急にできるよう、よろしく願いいたします。あとのお答えは結構です。

議長（深木健宏） 3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、まず、国保税はすえおきにとということで質問を

いたします。

国民健康保険事業の財政運営が、来年度から都道府県に移ることになっています。奈良県が計算した各市町村の納付額と標準保険料率に基づいて、各市町村でその国保税の額を決定することになります。しかし、県からは、この数値がまだに示されていません。このように大きく制度が変わる時期でもありますし、また、三郷町では基金が約1億5,800万円あるということから考えて、来年度の改定に当たっては、保険税は据え置きにされてはどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

国民健康保険事業の県単位化につきましては、平成30年度から都道府県が国保事業の運営主体となり、市町村は、都道府県が定めた国保事業費納付金を納めるため、都道府県から示された標準保険料率などを参考に、国保税率を決定することになります。

奈良県においては、これまで県内市町村との協議を重ね、本年10月に納付金の算定方法が示されました。その内容は、基本的な考え方として、県内の被保険者の保険料負担の公平化を図るという観点から、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じとなるよう、国の標準的な算定方法をベースに、県の考え方を盛り込み、納付金を算定し、あわせて、納付金を納めるために必要な標準保険料率を各市町村に提示することと決まりました。

また、納付金の算定方法については、応能として被保険者の所得総額、応益として被保険者数と世帯数に応じ案分し、その応能と応益の割合は50対50で、応益のうち被保険者数と世帯数の割合は35対15とするものであります。

なお、納付金の算定に当たっては、各市町村における収納の実態を考慮せずに算定すると、収納不足が発生するおそれがあるため、平成26年度から28年度の実績平均収納率を反映することとされております。

以上のことを踏まえ、納付金の額が県から示されますが、現時点においては、平成30年度の納付金の額の提示がされておられません。

いずれにいたしましても、国保税については、国民健康保険運営協議会での意見を踏まえ、税率を決定いたしますので、議員のご質問にあります国保税の据え

置きも、財政調整基金や決算見込み状況等を勘案し、一つの案として提案していきたいと考えております。

なお、今回、大きく国保制度の改正が行われますが、町といたしましては、円滑に新制度へ移行できるよう、最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 次に、介護保険料はすえおきということで質問します。

介護保険事業会計は、介護報酬が引き下げられたこともあり、黒字が続いています。基金も取り崩す予定だったのが、逆に積み立てられることになっていて、平成28年度末で約6,000万円あります。このことから、第7期事業計画での保険料は、これも据え置きにしてはどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

本年度は、3年ごとに見直されます高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の第7期の計画の作成年度であり、また、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の改定の年でもあります。

その介護保険料の算定につきましては、介護サービスに必要な費用のうち、50%が国、県、町の負担、残りの50%が40歳以上の方からの保険料で賄うこととなっております。その40歳以上の方についても、65歳以上の1号被保険者と、40歳から64歳までの2号被保険者とに区分され、それぞれの負担割合が国により定められ、第7期では、1号被保険者の割合がこれまでの22%から23%に引き上げられ、2号被保険者は、28%から27%に引き下げられております。

そういったことを受け、町が設定いたします1号被保険者の第7期介護保険料につきましては、町長の諮問機関であります介護保険運営協議会に、保険料の算定に必要なデータや保険料の上昇を抑制するための基金の活用方法などを提示させていただいた上で、十分調査、審議をいただき、その結果を踏まえ、保険料を負担いただく方に過度な負担にならないよう、保険料の改定の是非も含め、設定

していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

次の質問は、通告順、3番、久保安正議員であります。先般の議会運営委員会において、久保安正議員の1問目の「台風21号の被害状況及び復旧等は」と、先山哲子議員の1問目、「台風21号被害について」、また、2問目の「避難の状況について」は、関連質問とすることに決定いたします。よって、議会運営の申し合わせのとおり、関連質問は最後に繰り下げ質問となることから、久保安正議員は、2問目を先に、次に関連する1問目を質問し、終了後、先山議員が質問を行います。先山議員の質問は、一つの質問について2回までとし、質問時間は久保議員と合わせて1時間以内といたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 農業公園信貴山のどか村の指定管理法人の処分はということとで質問させていただきます。

農業公園信貴山のどか村の指定管理者である株式会社農業公園信貴山のどか村の廃棄物処理法違反罪の裁判で、9月には、副社長に懲役1年6か月、執行猶予3年、罰金50万円という有罪判決があり、裁判官は、自然を体感し、安全な農作物を提供することを掲げる施設の理念に反した犯行であるなどと指摘をしました。11月には、法人そのものへの判決が下され、350万円の罰金刑と聞いております。この事件についての9月定例議会での私の質問に対して、町は、全ての処分内容が確定すれば、指定管理についての協定書に基づいて処分を検討する、このように答弁をしております。どのような処分を行おうと考えているのか、お答えをお願いします。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えします。

本年6月20日に株式会社農業公園信貴山のどか村の副社長及び社員2人が廃棄物処理法違反容疑で逮捕されました事件については、既にご承知のとおり、社員2人は事件への関与が低い等の判断で不起訴処分となり、副社長については、9月4日に、懲役1年6か月、執行猶予3年、罰金50万円という刑が確定しております。

その1か月前の8月4日に、株式会社農業公園信貴山のどか村及び社員8人が、同じく廃棄物処理法違反で奈良区検察庁へ書類送検され、社員8人は不起訴処分となりましたが、会社に対しては、先月11月16日の公判で、罰金300万円が求刑され、27日に250万円の判決が言い渡されたところでございます。

それを受けまして、9月の定例会でお答えしたとおり、11月28日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、町としての処分を決定いたしました。

その内容でございますが、協定書第25条では、管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができるとなっていることから、刑の確定後、来園者への周知期間を設けて、1か月間の業務停止を命ずることといたしました。

業務停止の範囲は、協定書第1条に規定する指定管理業務のうち、第2号の農業公園の植栽及び維持管理に関する業務以外の業務といたしました。作物の管理などの園内作業や人事管理など、事務所での事務を除き、お客さんの受け入れ、いわゆる園の営業を1か月間停止するというものでございます。

いずれにいたしましても、一刻も早く信用と信頼を回復されるとともに、二度とこのような事件を起こさないよう、会社一丸となって立て直しを図っていただき、心機一転、さらなる発展と、今まで以上に地域活性化の一翼を担う会社へ成長されることを切に願うものでございます。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から今答弁いただいたんですけども、いわゆる1か月間の営業停止ということになるかと思えます。

ちょっとお聞きをしたいんですけども、今回のように指定管理者側が引き起こした問題によって、指定管理者が施設の管理、営業ができなくなった場合ですけども、町が指定管理者にかわって直営で施設の管理、営業を行い、利用者には不利益や迷惑をかけないというのが指定管理についての一般論ではないかというふうに私は考えるんですけども、今回、1か月間にわたり、いわゆる営業停止、施設を利用することができないというのはなぜなのか、お答えをお願いします。条例上の根拠も含めてのお答えをお願いいたします。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えしてまいります。

指定管理業務につきましては、協定書を締結し、その業務を行っていただいております。そのような中、今回、廃棄物処理法違反で、法人として厳しく処罰されるべきとの理由で、求刑300万円に対して250万円の判決が言い渡されました。その社会的責任は大きいと町も判断し、その結果、利用者にはご迷惑をかけることとなりますけども、営業を一時停止させ、その期間、事件の反省も含め、組織の立て直しを図り、新たにスタートを切ってもらいたいといったその思いで、業務停止の判断を下したところでございます。

その間、町が直接管理を行い、利用者に不利益や迷惑をかけないようにするのが一般論ではないかというご指摘ではございますが、総合案内センター、大温室、体験実習館等々で、人的配置の問題など、すぐに直営に切りかえることは大変難しいところでございますし、また、できたとしても、のどか村職員の手をかりなければ、反対に利用者の方々にご迷惑をかける結果になるとも思います。かといって、このまま業務を継続させるとなれば、協定書の規定がないがしろになるため、今回、処分を決定したものでございます。

また、1か月という期間と、ほか、停止のことに関して、条例等の決まりは持ち合わせておりません。総合的に判断した結果であり、利用者の皆様には十分周知を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（深木健宏） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 一般論ですけども、町の施設、指定管理でお願いをしているところがあるわけですけど、今日も議案でも二つ出ておりますけども、文化センター、それからスポーツセンター、ウォーターパークが出ています。この文化センターとかスポーツセンターの設置条例では、管理を指定管理者に任せることができる。条文はちょっとすみません。要するに指定管理者に行わせることができるという条例になっています。こののどか村だけがその条例が違うんですね。多分、私の認識では、のどか村だけだと思うんですけども、のどか村の設置及び管理に関する条例は、第4条で指定管理者による管理、町長は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に農業公園の管理を行わせるものとするということで、こののどか村は指定管理者に行わせるんだとなっているんです。裏を返せば、町は直営ではありませんよということを書いているんです。そこをちょっと今、私の再質問で、なぜこうなっているのかということをお聞きしたいと

いう質問だったんです。のどか村だけ、なぜこういう、要するに指定管理者に管理を行わせるんだとなっているのかということをお聞きしたかったのです。再度お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。久保議員の再々質問にお答えします。

のどか村ができたいきさつというのが、議員の皆さんもご存知かと思いたすけども、ちょっとしつこいようなご説明になるかもわかりませんが、ちょっとご容赦ください。

信貴山という観光地の資源とか都市近郊の立地条件を最大限に活用して、都市の生活や近隣住民の保養と憩いの場として農業公園をやろうということが地元から持ち上がりました。

まず、観光農園を目指すための基盤づくりとして、昭和57年に地元自治会のほうが、農業振興区域として、その地域を指定されるよう要望されまして、58年に指定された。また、同年4月には、南畑地区の農地所有者全員で組合を設立し、観光農業を目指すための拠点として集落センターも完成されたところでございます。さらに、昭和59年から、県の事業によりまして広域農道整備事業が実施され、昭和61年10月より、工事費、地元負担金12%である県営農地開発事業として、農業公園建設にも着手されました。

南畑地区の農地所有者が主体となったその農業公園開設については、大変大規模でありまして、地区活性化の期待が膨らむ一方、事業失敗のリスクを背負うものであることから、農地所有者以外の非農家を含め、南畑地域の全戸による話し合いが行われたところ、多額の投資を伴うだけに、リスクを小さくするため、最初のころは第三セクターですべきだというような意見もありましたが、本方式では他人任せになってしまうだろう、また、直接経営に携われるよう、また、事業による利益を享受するには権利を得なければならないというような判断のもと、昭和61年に、その地域の全農地所有者はもちろんのこと、非農家の方々も参加して、農業公園の運営主体たる農業生産法人を設立する方針が定まったところでございます。

このように、地域のリーダーの地道な努力と、地域の活性化を願う地区住民の前向きな協力によりまして、最終的には、南畑地区の全ての農家35名と12名の非農家、地区外の所有者5名の計52名が参加し、有限会社が設立されること

になりました。そして、昭和62年3月に設立総会が開催されまして、満場一致で生産法人有限会社農業公園信貴山のどか村の設立が議決されたところでございます。

また、平成4年6月に開園したこの農業公園のどか村は、農業公園の全域の土地を、賃貸借契約により所有者から土地を借り受けて、地域に適した多様な作物の栽培や季節ごとのイベント、また、保育園や幼稚園児や小学校の児童を対象とした体験農業、このような事業を実施されていますけども、高齢者の方にも人気があり、老若男女問わず体験希望者が増加している状況でもございます。

また、平成24年からは、農業委員会と連携しながら、町の特産品開発としてコンニャク芋の栽培を手がけるとともに、六次産業化総合支援計画が国の指定を受け、生産から加工、販売といった新事業にも積極的に取り組んでおられます。

また、平成27年度においては、新たに地域資源を生かした先進的で持続可能な事業として、観光と福祉、農業を連携させ、町の活性化や新たな雇用を創出するため、地域経済循環創造事業を計画、立案し、採択されたところであり、今後、本格的な運営を図っていかれるところでもございます。

これらの経緯を踏まえ、農業公園の施設の管理運営をのどか村に委託することで、より地域に密着した農業公園として事業展開が可能となり、地域農業の振興に寄与するとともに、農業の活性を図るため、観光農園を主としながら、また、加工品の開発や流通・販売など、六次産業化や地産地消の推進に継続して取り組まれるものと期待しているものでございます。

こういった経緯を踏まえすと、どうしても相手方としては、のどか村を指定管理者として選定せざるを得ないということから、そのような条文になっているものと思います。

以上でございます。

2番（久保安正） 直営でやる事業ではないということでもいい。質問の趣旨はそういうことやったんですけど。町直営の事業じゃないという。もともとこの施設というのは、町が直営でやる施設としては想定されていないということだということ。

環境整備部長（西村敦司） そういうことです。

2番（久保安正） そういうことですね。

環境整備部長（西村敦司） はい、そういうことです。

2番（久保安正） 直営でやる施設ではないという。

環境整備部長（西村敦司） もともと出だしの時点で、のどか村さん自体が事業を推進していくようなものであったということです。

議長（深木健宏） それでは、次に、関連質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 台風21号の被害状況及び復旧等はということで質問をさせていただきます。

台風21号は、昭和57年水害以来の大きな被害を三郷町にもたらしました。昭和57年水害について、町の地域防災計画には次のように記されております。大和川の氾濫の原因は、流域の豪雨と大和川の水はけの悪さであるが、その要因としては、宅地開発に伴い、上流の奈良県側では流量が増大している反面、下流の大阪側は河川改修が進んでいないことが大きく影響している。奈良県側の上流部に比べて川の幅員も狭く、川底も浅い亀の瀬地区で水がせきとめられた形になり、奈良県側の水位が増大する。このため、支流から本流への流入を阻むことになり、大和川はもちろん、信貴川等支流の氾濫を引き起こすことになる。被害の状況は、死者1人、全壊住居用家屋2棟、一部破壊住居用家屋7棟、床上浸水住居用家屋77棟、床下浸水住居用家屋103棟、公共建物被害5、このように地域防災計画には書かれております。

今回の台風21号による町内の被害状況と、被害が発生したときにとった町の対応について、お答えをお願いいたします。また、対応についての今後にかす改善点と、復旧を要するものについて、どのようにするのかもお答えをお願いします。

大和川については、国交省大和川河川事務所が、2013年、平成25年に大和川水系河川整備計画を策定し、河道整備や遊水地整備等により、戦後最大規模となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるという整備計画が現在実施されております。中・上流部の奈良県域では、築堤や河道掘削のほか、流域対策や遊水地の整備を実施する、このように整備計画でなっております。奈良県域での整備計画の概要について、もう少し詳しく、そして、今、その進捗状況がどのようになっているかについてもお答えをお願いいたします。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

今回の台風21号では、議員ご指摘のとおり、昭和57年の大水害以来の大き

な被害が発生いたしました。この原因は、秋雨前線による長雨と台風21号の接近による大雨であり、大和川の昭和橋付近の水位が一時8.14メートルを記録し、一部氾濫するという甚大な被害をもたらすこととなりました。

被害状況といたしましては、大きくは土砂崩れ等が6か所、浸水が9か所のエリアで発生いたしました。特に東信貴ヶ丘2丁目においては、住宅地のり面が大規模に崩落し、被災宅地危険度判定の結果、8軒が危険宅地、いわゆる赤判定、9軒が要注意宅地、黄判定となりました。

また、浸水害では、大和川沿いの勢野東5丁目、6丁目付近、立野南2丁目、3丁目付近を中心に、床上浸水が29棟、床下浸水が27棟発生いたしました。さらに、公共交通機関では、近鉄生駒線の東山・王寺間が約4日間不通となり、JR関西本線でも数日にわたり一時不通となるなど、大きな影響が出ました。

また、公共施設では、立野汚水中継ポンプ場や立野地域し尿処理場の全機能が停止したほか、文化センターやスポーツセンター、ウォーターパークで地下排水ポンプ等の故障が発生いたしました。

災害発生時の対応につきましては、10月22日15時30分に、自主避難所として子育て支援センター・ちいすてっぷを開設し、17時40分には、南畑幼稚園、学校給食センターを避難所として相次いで開設いたしました。18時には、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令、同時に消防団への出動を要請し、若草橋付近の浸水地域でのポンプ車による排水を開始いたしました。そして、20時20分には、避難勧告を発令し、三郷小学校体育館、三郷北小学校体育館を新たに避難所として開設いたしました。21時30分には、避難指示を大和川沿いの立野北1丁目、立野南1、2、3丁目、勢野東1、5、6丁目、勢野西1丁目に発令し、チャーム奈良三郷、龍田大社参集殿、みさと自治会館を避難所としてそれぞれ開設いたしました。22日深夜から23日未明にかけては、被害状況の確認と避難された方々への対応を継続し、23日6時50分に避難指示及び避難勧告を解除いたしました。

最終的に避難所は8か所開設したもので、その避難者数の内訳は、子育て支援センター・ちいすてっぷが25名、南畑幼稚園が1名、学校給食センターが110名、三郷小学校体育館が91名、三郷北小学校体育館が151名、チャーム奈良三郷が14名、龍田大社参集殿が70名、また、みさと自治会館は避難者がなかったことから、避難者の総数は462名となったものであります。

しかしながら、今回の災害に対し、十分な備えや対応ができたとは考えておりません。そこで、緊急に部課長全員を招集し、災害対策本部各班での対応状況の確認と課題の抽出を行いました。その内容を踏まえた上で、改めて事後検証を行い、来年度に計画しております地域防災計画の見直しに反映していきたいと考えております。

また、防災訓練を実施する等、あわせて実践的な対策を実施し、自助、共助による地域防災力の向上につつましても啓発を行っていききたいと考えております。そして、我々自治体として、民生委員を初め、警察、消防、各自主防災会等の関係機関と連携し、きめ細やかな対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、復旧についてであります。

公共施設の復旧につつましては、本議会に上程させていただいております専決処分も含む補正予算により対応するものであります。現在、被災した公共施設は、応急的には機能回復している状態ではありますが、完全復旧には至っておりません。今後といたしましては、引き続き国への補助金の要望活動を継続しつつ、早急に本格的な復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、東信貴ヶ丘ののり面崩落で被災された方々は、まだ自宅に帰ることができない状態が続いております。現在は、奈良県が主体的となり、崩落の原因究明を含む地質調査や暫定復旧が計画されております。本町といたしましても、早期に被災現場の復旧につながるよう、引き続き、県主導のもと支援していきたいと考えております。

なお、本町から近鉄に要請してありました応急対策工事につつましては、昨日の22時より着手されており、年内竣工の予定であります。

私のほうからは以上でございます。大和川の関連につつましては、西村環境整備部長よりお答えさせていただきます。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 続きまして、私のほうからは、奈良県域における大和川の河川整備の概要及び進捗状況についてお答えさせていただきます。

大和川は、奈良盆地で放射状に広がる支流が合流し、大阪府と奈良県との府県界にある亀の瀬の狭窄部が、治水上のボトルネックとなっているほか、日本有数の地滑り地帯であるという特徴がございます。

通常、川の整備は、下流部から整備することとなりますが、大阪府域、下流部の整備を待っているのは、奈良県域、上流部の着手までには多大の時間と費用が必要になるため、上下流バランスを持って配慮した河川整備が必要となってまいります。

そこで、国土交通省では、奈良県域において、洪水による災害の発生を抑止、軽減するために、川の土砂を掘削することで、水を安全に流下させる能力を高める河道掘削や、堤防が局所的に低い、または未整備区間の堤防を整備することで、浸水防止効果を高める築堤、排水設備の整備や護岸等の設置により堤防を崩れにくくする堤防浸透・侵食対策などのほか、洪水を一時的に貯留し、本川、大和川の水位の上昇を抑えるため、遊水地の整備に取り組まれています。

具体的には、川西町、安堵町、斑鳩町域の大和川沿いに、総洪水調節容量がおおむね100万立方メートルの遊水地が整備されるもので、今年度は、現地調査、設計及び用地取得に着手されているということでございます。

そのほか、川西町、斑鳩町、王寺町域において、堤内地側、河川の反対側にありますが、このり尻をブロック等で補強するハード対策が実施されているところでもございます。

これら河川整備の早期整備、早期完成の要望を、当町も構成員となる大和川改修促進期成同盟会より、国土交通省を初め、大和川河川事務所に対し実施しており、今後とも機会を捉え、要望を重ねてまいります。

以上でございます。

議長(深木健宏) 2問目の質問は終了いたしました。2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結いたします。

続きまして、関連質問として、5番、先山哲子議員。

5番(先山哲子)(登壇) 議長のお許しを得まして、私の関連質問をさせていただきます。1問目、2問目とも関連質問ということですので、聞きたいことはほとんどお答えいただきましたが、あと若干お尋ねしたいことだけ質問させていただきたいと思います。

近年は、異常気象により、毎年のように全国各地で大きな災害が発生しております。よもや、この三郷町は予測もしていなかった未曾有の今回被害があったわけですが、被災された方にはお見舞い申し上げたいと思います。

また、町長も冒頭におっしゃいましたように、今回の災害を参考に、今後の対

策にも生かしたいとおっしゃっていましたが、ぜひそう願いたいと思っております。

西村部長のほうで、県の治水対策についてはお聞きしたんですが、もし、その他に県関係などで対策などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

それと、東信貴ヶ丘2丁目の災害家屋の件では、県が、テレビでもたくさん報道されていますように、今、調査中ということで、来年3月ぐらいですか、またははっきりすることによって、今後も見通しがまたどうなるかわかるとは思いますが、もし今時点で、できれば早く復旧して、また被災された方にも、できるだけもとのように住んでいただくようにしていただきたいわけですが、もし今後の見通し、大体、わかる範囲で結構ですが、わかればそれをお聞かせいただきたいということ、それと、避難箇所が8か所あって、速やかな町の対応で幸い人災はなかったわけですが、たくさんの方が避難されております。それで、避難場所まで遠い方とか、車のない方、また、体の不自由な方、高齢者の方もいらっしゃるわけですが、その辺の対応はどうなっていたかということも、また、町としてもいろいろ指導したのか、かかわったのか、そのあたりのこともちょっと気になりましたので、お聞かせいただきたいと思います。

国以外の県などの治水対策と、それと、東信貴ヶ丘の被災家屋の今後の見通し、それと、避難の仕方ですね。その辺をお聞かせ、お答えいただきたいと思います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 先山議員さんのご質問にお答えしてまいります。

国において取り組まれている奈良県域における大和川の整備計画は、先ほど久保議員さんのご質問でいただきましたので、そのお答えをさせていただきました。

そのほか、治水対策についてというご質問であったかと思えます。

まず、県の取り組まれている状況ですけれども、本年9月に大和川流域における総合治水に関する条例が制定されました。その内容は、総合治水を、ながす対策、ためる対策、ひかえる対策の三本柱で推進するというものになっております。

1点目のながす対策は、降った雨を河川で安全に流すために、河川の整備や維持管理を行うもので、具体的には、川幅を広げたり、川底を下げる河川改修、また、堆積した土砂の撤去等の維持管理を行うものであります。

2点目のためる対策は、一時的に雨をためる対策で、具体的には、防災調整池の設置、雨水貯留浸透施設の整備等がこれに当たります。この中で、開発行為に

おいては、従来3,000平方メートル以上に義務づけられていた防災調整池の設置基準が1,000平方メートル以上に変更され、その管理者の届け出も義務づけられることとなりました。

3点目のひかえる対策は、土地利用対策で、具体的には、10年確率、これは約1時間に50ミリ程度の雨と言われておりますけども、この降雨で想定される浸水の深さが50センチメートル以上、これは床上浸水レベルになるということでございますが、この市街化調整区域については、市街化を抑制する区域として指定するというものでございます。

最後に、本町の取り組みでございますけども、今年度、大和川河川事務所の事業といたしまして、惣持寺地区の内水対策に係る調査として、昭和57年の大和川大水害時の雨量を想定した場合に、床下浸水を招かないために必要となる調整池の容量検証調査を行っていただいているところでございます。この結果を踏まえ、平成30年度予算に調査に係る経費を計上してまいりたいとも考えております。

また、今回、台風21号による洪水被害を受けまして、大雨が予想される場合、事前に大門ダムやとっくり湖、農業用ため池等の水位を下げることで、大雨に備えることができないか、その可能性について、県とともに検討を始めることとなりました。

そのほか、雨水タンク設置の助成による各戸での一時貯留も行ってありますので、啓発の意味も含めまして、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、私のほうからは、まず、東信貴ヶ丘の対応の状況ということでご説明させていただきます。

災害が発生して以来、まず、今後の対応もありますが、今までの対応も含めましてご説明させていただきます。

今までとしましては、まず、初動対応といたしまして、町といたしましては、ブルーシート等をまず応急的に施しました。その後、町としては一貫した考えで進めさせていただいております。まず、基礎自治体として、関係者との調整ということで、まず住民の方々、それから近鉄、それから奈良県、ひいては国土交通省とも調整を進めているところです。それからまた、緊急時の連絡体制を密に

して行うということで徹底しております。それからまた、災害に伴います減免制度等の周知も行っております。

それから、あと、次、先ほども申し上げました応急対策工事、これを近鉄のほうへ要請しておりまして、その早期着手を、これ以上の災害が出ないようにということで早期着手を目指しております、昨日より行っております、年内には完成の予定です。ただ、これにつきましては、耐力的にもつものではございませんので、一時的なものなので、今後の対応を考えていかなければならないところではあります。

そして、今現在、奈良県のほうが、開発や宅地造成規制法の許可権者として主体的となって進めているところです。その中で、今現在、学識者による調査を行ったあと、コンサルタントによる原因究明調査を年度内を目途にと聞いております。年度内を目途に原因が究明されるであろうと。その後の予定につきましては未定でありまして、原因究明された後、原因者による工程で進められていくことも考えられるかと思っております。それらにつきましては、町といたしましては、この動向を見守っていきたいと考えております。

次に、各避難所での対応につきましては、町における災害時の動員体制で、事前に定められた職員が当たり、避難者の受け入れや人数の把握、毛布を初め、飲料水、アルファ化米等の備蓄品の配布等を行ったものであります。

また、今回の災害は、河川や内水の氾濫による浸水害であることから、避難対象地区からの移動距離も勘案した上で、徒歩で避難できる龍田大社参集殿やチャーム奈良三郷の補助避難所にも、実際、多くの方が避難されております。このような状況も踏まえ、台風21号の1週間後に上陸が予想された台風22号に備えまして、奈良県立病院機構看護専門学校の体育館と万葉荘園を、関係機関のご協力のもと、緊急に補助避難所として指定したところでございます。

一方、高齢者等の配慮を要する方の避難につきましては、職員による巡回中に避難所まで送り届けた事例もございますが、基本的には、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）などを通じた情報をもとに、自助、共助の中で早目早目に行っていただくことが重要であると認識しております。しかしながら、議員もご指摘のとおり、幸いにしてとうとい人命が失われることはなかったものの、特に配慮を要する方の避難方法や避難所までの移動手段については、今回の災害における大きな課題の一つとなったことも事実であります。

このことから、今後、民生委員の方を初め、警察、消防、各自主防災会等の関係機関との情報共有や情報伝達、平素からの災害啓発、防災訓練、避難経路の確認等、さまざまな課題について、地域防災計画等の大幅な見直しを図りつつ、総合的かつ実践的な防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 何しろ、こういった大規模な避難などは初めてのことで、職員の方達も大変だと思います。また、膝上まで水につかりながら徹夜で対応されたということも聞いております。ご苦労もよく知っております。

それと、私の耳に入ったところで、避難指示が出たときに、ちいすてっぶ、また、三郷小学校に避難してくれということで、すぐ避難された方が行ってみたら、どちらも真っ暗で誰もいなくて、また家に帰って給食センターまで走ったということも聞いております。その指示が出た時点では、多分、職員の方がどなたか行って、明かりもつけるなり、いろいろ誘導もされたと思いますが、その行った方が余りにも早過ぎて、まだ職員の対応が間に合わなかったのかなとも思っております。そのあと、また違う人から聞いた話では、ちいすてっぶに避難したときに、毛布がうちも欲しいわというぐらいすごくいい毛布で、暖かくて、1枚なのに、すごくよかったという話も聞いております。よくしていただいたという話も聞いております。ただ、ちいすてっぶも三郷小学校も真っ暗で、えっと思う方が何人かいらっしまったようです。その辺が、多分、早目に行ったんだと思いますけれど。

それと、給食センターにたくさんの方が避難されたわけですが、その中に、1階と2階があるわけですね。トイレが1個しかないとおっしゃるんですよ。2階にはなかったとおっしゃるので、いや、そんなことはないということで、私も詳しく調べてきましたら、1階玄関のところに障害者用の大きいトイレが1個あります。そこしかないと思われた方がたくさんおられたみたいです。ドアをあけて、中の奥の通路の廊下のところにまだたくさんあるんですね。1か所ありますし、また、突き当たりのずっと奥にまた職員用のもございます。2階にももちろん、トイレは男性用二つ、女性用四つあります。それも、やっぱりトイレは絶対皆さん行かれますし、大勢の方が避難しているので、そのトイレの場所を、ここにありますよということをちょっと表示していただいたらよかったのかなと思いま

すので、またぜひ今後にも生かしていただきたいと思います。

私の質問は2回しかできませんので、これで終わらせていただきます。でも、簡単にお答えいただきたいと思います。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話ありました、三郷小学校とちいすてっぷに行かれた方が暗かったといったお話であります。基本的には、避難所を開設してから避難情報を発令しているので、そのようなことはないかとは思いますが、確認のほうをさせていただきたいと思います。

それから、避難所の開設等、情報のタイミングにつきましても、今後しっかりと検証のほうをさせていただきたいと思います。

それから、次に、給食センターでのトイレがわかりにくかったというお話がありました。この件につきましては、避難所内での誘導に問題があったのかなというふうに感じております。今後の課題として捉えまして、この教訓を生かしまして、避難所内での的確な対応につなげていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） これをもちまして、5番、先山哲子議員、質問1、質問2につきましては、関連といたしまして、以上をもって終結させていただきます。

暫時休憩といたします。再開、13時、午後1時といたします。よろしく願いいたします。

休 憩 午前 11時 52分

再 開 午後 1時 00分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは住民と町の協働事業提案制度の導入についてということでご質問させていただきます。

近年、多くの自治体において、表題に挙げているような協働事業提案制度が導入されています。この制度のもとでは、まずは行政は提案の公募を行います。これに対して、市民団体等が、みずから行政との協働で実現したい事業内容を立案

して応募し、さらに、この応募案件が、多くの場合に公開のプレゼンテーションを経て、よい提案であれば採択され、市民団体と自治体の協働事業として実行されていくこととなります。

このような協働事業提案制度は、地域住民が持っている専門性や熱意が、自治体と協働することで、自治体や市民団体がそれぞれ別個に活動する場合に比して、より効果的に地域課題の発見や解決につながることを期待するものです。これにより、住民による町政への自発的な参画の機会をふやすことにもつながりますし、三人寄れば文殊の知恵と言われるように、多様なバックボーン、背景を持った人が同じ目標に向かって協働することで、地域課題の発見や解決のための思わぬアイデアが出る可能性もあるかと思えます。

このような地域住民の参加と自治体との協働が、今後の地方の活性化には不可欠であると考えます。つきましては、このような住民と三郷町の協働事業提案制度の導入をご検討いただけないか、町の見解をお聞きいたします。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

協働事業提案制度は、市民団体等が有する専門性や柔軟性を生かした事業の提案を公募し、住民と自治体が協働することで、社会や身近な地域の課題の解決を図り、行政への住民参加の促進を図るとともに、地域づくりを行う多様な担い手の育成につなげていくものであり、今後の地域活性化を推進していく一つの方策であると考えております。

また、本制度がない中で今回実施されましたありがとう三中ファイナルフェスティバルは、有志の卒業生の方々が集まって、実行委員会を立ち上げ、5月5日から7日までの3日間の日程で開催され、卒業生や地域の皆様に大変楽しんでいただきました。本イベントは、実行委員会の方々の自由な発想で、さまざまな企画が催されたものであり、この事業の成果からも、自治体ではできない柔軟な対応による成功事例と捉えております。

本町においても、少子高齢化が進展し、社会情勢が大きく変化する中、行政に対する住民のニーズはますます高度化、多様化しております。これらの地域活性化を考えていく上で、自治体が単独で行えることには限りがあり、スピード感と柔軟性を持って、これらの課題に対応していくことは、住民参加のあり方が非常

に重要になってくると考えております。

協働事業提案制度は、近年、多くの自治体で取り入れられております。しかし、行政が団体に対して単に補助金を交付するだけの制度になってしまっただけでは意味がないと考えております。

今後におきましては、近隣市町村の導入状況や活用事例をしっかりと調査し、勉強した上で、行政としてどのような形で協働・連携していくことが望ましいのかを含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきました件、ありがとうございます。おおむね好意的な、前向きなご答弁をいただいたものと捉えております。

先ほどの答弁の中でも出ておりましたとおり、協働事業提案制度が単なる補助金のもらう手段というふうなことにならないようにということで、既に行われている自治体の中でも、同じ団体からしか提案が上がってこないであるとか、そういう補助金の獲得のためだけの話になっているとか、そういうような課題が出ているというふうには確かに認識しておりまして、これに関しては対応していく必要はあると思いますけれども、このような市民といいますか、町民から提案できる、そして、それが透明性を持った中で公開のプレゼンテーション等を経る、公平な透明性のある過程で採択される可能性があるというふうなところで、大変重要な制度になるかと思っておりますので、今後とも前向きにご検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

議長（深木健宏） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり、幼児の右脳教育（全脳教育）の新たな取り組みの提案について、一般質問させていただきます。

三郷町では、子育て支援事業として、親子で遊べるびよびよクラブや育児教室、そして、図書館での絵本の読み聞かせなどがありまして、私達家族も子どもが小さいときには本当にお世話になりました。

今回提案させていただきます幼児の右脳教育、全脳教育のことですが、すいません、ちょっと言葉が長いので、以下、右脳教育に省略させていただきます。

この右脳教育、どういったことかといいますと、右脳を刺激して能力を引き出し、左脳とバランスよく活性化させるという教育方法の一つでございます。要は、乳幼児のときに五感を刺激してあげて、脳の神経細胞同士をつなぐシナプスの数をふやしてあげましょうということでございます。

人は、おぎゃあと生まれて、3歳まで右脳中心で育っていきまして、脳は、約ですけども、80%完成します。やがて6歳になると左脳中心となり、右脳的能力は残念ながら落ちていってしまいます。この右脳が急速に成長している時期に働きかけを行い、右脳のスイッチを入れることで天才的な能力を引き出すことがあります。子どもによっては、その能力はさまざまで、音楽的、芸術的、語学、記憶力の才能、集中力や、するどい直感力の才能など、大きく開花します。もちろん、お父さん、お母さんの子どもへの愛情は絶対ですし、乳幼児のころは、とにかく愛情たっぷり育てることが大事だと考えております。既に実施されております、びよびよクラブの親子で遊んだり、読み聞かせや育児教室などの心の教育は、必要不可欠だと思っております。これがあっての話なんですけども。

では、右脳教育とは何をするのかなといいますと、絵や文字の描かれたカードを大量に高速で見せる、いわゆるフラッシュカードのことなんですけども、そういったものや、イメージしたことを実現できるトレーニングをしたり、俳句や詩などの文詩を覚えて暗唱したり、ほかにも、CDの歌を聞いて楽しく覚えたりする方法とか、いろいろあるんですけども、とにかく、子どもと楽しく遊び感覚で学ぶということが、右脳が活性することになっていくんですけども、こういった脳科学に基づいた適切なトレーニングを行うことで、我々大人では本当に考えられないほどの能力が発揮されます。

ただ単に学力や能力がアップするだけではなく、幼児期のころから心の教育もしっかりバランスよく行えば、皆さんもご存知だと思うんですけど、三つ子の魂百までという言葉があるように、正しい判断ができて、人を思いやる優しい人間に成長していってくれるのかなと思います。そんな子ども達がたくさん育っていくことを願って、ぜひこの三郷町でも、子育て支援事業の一環として右脳教育を取り入れていただきたいと思うのですけども、町としての考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員のご質問に

お答えさせていただきたいと思います。

右脳教育や全脳教育には、七田式、シュタイナー教育、モンテッソーリ教育など、さまざまな方法があり、14歳でプロ棋士となった藤井四段などはモンテッソーリ教育、また、フィギュアスケートの本田真凜選手姉妹が七田式であったことから、テレビ等で報道され、脚光を浴びております。

今回議員のご質問の右脳教育は、七田式を初めとする早期教育として、十数年前から注目を集め、私立の幼稚園や保育園等で活用されているところもあります。

そういった中、早期教育には、乳幼児期における脳への刺激が脳の働きに大きく影響するため、適切な教育を受ければ天才児になる確率が高まるなどといったメリットがある一方、インプット教育の弊害からキレやすいや、受動的教育であるため自主性が育たないなどのデメリットがあると報告されており、何よりも、その効果については、医学的にも脳神経学的にも立証できていないということでもあります。

また、平成30年度から施行されます保育所保育指針や幼稚園教育要領には、このデメリットとして挙げられているキレやすい子ども、主体的でない子どもを現在の子どもの課題として捉え、保育による改善が明記されました。その改善のポイントといたしましては、記憶できる、知識を正確に理解するなどの学力に対する知力、いわゆる認知能力だけを伸ばすのではなく、好奇心が豊か、失敗してもくじけず生かしていく、我慢ができるなどの心や自我の能力、いわゆる非認知能力を育てなければならないとされました。

そういったことから、南畑幼稚園や西部保育園においては、積み木やパズルといった早期教育にも使用される玩具を、ただ単に使用するとといったことを目的とせず、子ども一人一人の意思で使用するとといった環境をつくっていくことが重要であると考えております。

以上のように、国の保育指針や教育要領が示され、来年度から施行される今、公立園である南畑幼稚園や西部保育園が早期教育の一端を担うのではなく、保護者自身が子育ての中で選択していただければと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） 思っていたとおりなんですけど、なかなかいい答えがいただけないのかなという感じなんですけども、やはり不安要素が一つでもあれば、町と

しては受け入れができない、それは僕としてもやっぱり十分理解しております。確かに、右脳教育の弊害として、キレやすい子どもになったり、協調性のない人間になる、あるいは、ひとり言をぶつぶつ言うなど、ネットの記事を見ていますと、何を根拠に書かれているのかという、首をちょっとかしげたくするような記事もたくさんあるのですが、ただ、今、大西部長が言われたように、実際に右脳教育を受けてキレやすい子どもになったという事例も幾つかはあるようです。これはどういったことかといいますと、ある親御さんが、子どもの興味のないものまで無理やり知識をインプットして、しまいには、フラッシュカードと先ほども言うたんですけども、強制的に子どもに見せるようになって、子どもはもちろん興味のないことは嫌がるので、どんどんどんどんやっぱりストレスがたまっていて、いらいらすることが多くなって、小学校、中学校に上がっていくたびに、ちょっとしたことでキレやすくなったという事例がやっぱりあるようです。

これは、共通して言えるのは、子ども本来の個性や興味を無視して多分行った結果だと思うんですけども、ただ、これは右脳教育に限らず、普通の教育でもそうですけども、勉強しなさい、勉強しなさいと言うんじゃなくて、やっぱり小さいときは楽しんで遊ぶのがいいのかなと思うんですけども、ただ、私が取り組んでいただきたい右脳教育というのは、こういった強制的な、ただ単に知識を詰め込むというやり方ではなく、無理のない親子で楽しむ右脳教育のことを言わせていただいているんですけども、例えば、フラッシュカードでいうのであれば、例えば5分なら5分と時間を決めて、子どもの好きなもので、例えば電車など乗り物シリーズのカードを用意したり、動物カード、ディズニーのキャラクターカードなど、それを見て子どもが興味を示す、そういったカードを選ぶことがすごく大事で、子どもに大好きな情報を与えることで、楽しみながら、そういったものはどんどん知識を吸収して行って、右脳がやっぱり活性化されていくと思います。

また、子どもは、いろんなことにやっぱり興味がある、勉強したがっている時期なので、例えば、文字や数字で遊ぶことも大好きな時期なので、教えなくても、例えば数字や文字を見せる環境を与えると、やっぱり早い段階で読み書きや計算ができるようになっていたりします。でも、これはあくまでも結果であって、文字や数字を教えることを目的とするわけではないんです。この右脳を育てるには、五感を刺激して、とにかく楽しんで、ここを強調して言いますけども、とにかく親

子で楽しんで遊ぶことが大事であります。例えば、ぴよぴよクラブですが、僕は、子どもが小さいときに、ぴよぴよクラブと一緒に連れていったりとか、うちの家内がしていたんですけども、今でもその年間予定表を見てみますと、大人の私が見ても、何かこれ、すごく楽しそうやなという遊びがたくさん本当にあるなと思うんですけども、実は、これらの遊びというのは、やっぱり子どもの五感を刺激して、右脳も刺激していることになるんですけども、もう一度ちょっと大西部長のほうにお聞きしたいんですけども、例えばですけど、このぴよぴよクラブの遊びの中に、無理のない親子で楽しめるような右脳教育、初歩的なものでもいいんですけども、そういう取り組みをできればなとは思うんですけども、今すぐ答えを出すのは難しいと思いますので、これから先に向けて、いろいろとちょっとまた勉強をお互いしていかなあかんかもわからないんですけども、いいものであるというのがわかれば、今後検討していつてもらえるのか否か、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思うんですけども。よろしくお願いします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、辰己議員の再質問にお答えをさせていただきます。

再質問の内容は、楽しみながら遊び感覚で取り入れることができないかという質問だというふうに解釈いたします。これにつきましては、さきに述べました平成30年度から施行されます保育所保育指針、また、幼稚園教育要領と照らし合わせた上で、遊び感覚として、どのような形で取り入れることができるのかなど、少し時間をいただきまして勉強させていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再々質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。何か前向きな答弁をしていただいたんじゃないかなと思うんですけども、この右脳教育は、本当は毎日少しでもいいので行うことで効果が出てくるんですけども、それと同時に、町内のお父さん、お母さんにも、こういった教育方法がありますよということも、個人的ではありますが、知っていただきたいというのもあるんですけども、要は、右脳教育って、やり手の問題であって、無理なく楽しく遊び感覚でやる、これがすごく重要なんですけども、こういったことを先でもし取り入れていただければ、

少しちょっと大げさになるかもわかりませんが、三郷町さんではこういう変わった教育方法も取り入れてはりますよということで、うわさがうわさを呼ぶかどうかわかりませんが、三郷町に住んでいただけの方もふえれば、定住促進化につながっていければなとはちょっと思うので、ぜひぜひ、今後また大西部長にちょっとご相談させていただく機会もあるかと思えますけども、ぜひちょっとまた前向きに検討していただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

答弁はこれで結構です。ありがとうございました。

議長（深木健宏） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

通告では小学校での外国語教育の必修化についてを質問させていただきます。

文部科学省のほうは、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年におきまして、小学校での外国語教育を必修化、教科化するというスケジュールで取り組んでいます。この問題というのは、以前から、日本人はどちらかというと語学が弱いと、そういう意味で、国際的に活躍できないというような、それが欠点といたしますか、そういう部分がありましたので、今現状でも中学校から学習をしているわけなんですけど、それをもう少し低年齢から学習をしていこうという、国の施策というか、取り組みでございます。

この早期の語学教育というのは、実際、国では導入が決まっているわけなんですけども、賛否が分かれています。保護者のほうでは、やはり国際化の時代においては、早期に語学になれ親しんだほうがいいだろうという意見がありますけども、現場のほうでは、やはり語学を学ぶ前に、まず日本語を学んだり、あるいは、算数とかの基礎をしっかりとさせるべきではないかという意見があることも事実です。ただ、2020年に必修化を迎えますと、今現在では、語学に楽しむという形で、教科として学んでいるわけではありませんが、これが教科として学ぶようになりますと、当然ながら点数をつけて評価をしていくということになります。それにつきましては、やはり保護者の中でも、点数化をすると、やはり学力格差とか、英語を勉強する上で、ほかの科目がおろそかになるのではないかというふうな不安があると思えます。2020年というのは2年以上先のことなんですけど

ども、三郷町では、現在の語学に親しむ教育から必修化に向けての現状の学校現場での取り組み、及び教育委員会での進捗状況についてお聞かせください。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、佐野議員のご質問にお答えを
してまいります。

学習指導要領の改訂に伴い、文部科学省では、小学校の外国語教育を平成32年度から教科化し、高学年の5年、6年生では年間70時間、3、4年生では年間35時間を実施するとしています。このことを受け、ご指摘のとおり、一部の保護者や教職員からは、戸惑いや不安の声も聞いており、賛否が分かれているところでありますが、本町といたしましては、保護者や教職員の不安の声をできる限り払拭できるような取り組みを検討しなければならないと考えております。

また、外国語教育の教科化に向けての対応についてでございますが、平成30年度からの2年間は、移行期間となり、外国語教育の時間数については、5年、6年生で年間50時間、3、4年生では年間15時間で実施する予定で、具体的な授業の配分等につきましては、現在、各学校長と調整中でございます。

また、現在の取り組みでございますけれども、本町では以前より、幼稚園、小学校、中学校に外国語指導助手、いわゆるALTを派遣し、平成23年度からは指導助手を1名から2名に増員し、外国語になれ親しむ取り組みを実施しております。そしてまた、ICT教育の一環として、平成28年度より3か年計画で整備いたしております電子黒板及びタブレットを活用し、デジタル教科書などを用いて外国語教育の充実を行っているところであります。

つきましては、今後も引き続き効果的な外国語教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 再質問をさせていただきます。

質問通告の中に、特区等を活用し、独自にいち早く進めている自治体もありますが、三郷町として独自の教育は考えていらっしゃるかどうかというふうな形で再質問は通告しておりますが、先ほどの1問目の質問で、かなり現状の取り組み、これまでの取り組みについては、部長のほうから答弁いただきましたので、私のほうから要望を一つ。

まだ2020年度の先のことなんですけども、この問題というのは、非常に受験産業のほうがすごく前のめりになっておりまして、多分、文科省のスケジュールを先取りして、受験産業が、やっぱり早期の語学教育は必要なんじゃないかという形で、やっぱり小学校のお子さんをお持ちの保護者とか、あるいは、場合によったら幼稚園、保育園のほうまでセールスをかけています。東京のほうでは、私立の中学校が、学校の教科になるのであれば、当然ながら受験科目にしてもいいだろうというふうな動きも出ております。そういう意味では、恐らく今、部長が答弁いただきましたICT教育、今は家庭でも、パソコンを通じたインターネットによる通信教育、あるいは、スマートフォンを通じた教育等もどんどんと進んでいます。恐らく、そのパソコンとかネットを通じた教育というものも、この2年の間に飛躍的にコンテンツもふえていくでしょうし、拡大もしていくと思います。

そういう意味では、もちろん文科省の指導等も重要ですけども、そういう社会の情勢等を鑑みながら、保護者、学校現場とともに、教育委員会として三郷町がどういうふうな教育を今後進めていくのか、特に、昨年導入いたしましたICT教育のデジタル黒板、あるいは、そういうタブレット等を活用して、三郷町が他の自治体と比較して、転入をしてきて、転校してきて、何だ、この三郷町の教育はというふうに思われるんじゃないかと、三郷町ってやっぱりすばらしいかと、森町長がよく言っている、住んでよかった、そう思えるような教育基盤を、教育委員会のほうで、ご苦労されると思いますけども、しっかりとつくっていただきたいと思いますので、それを要望しておきます。

以上です。

議長（深木健宏） 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、12番、下村 修議員。

12番（下村 修）（登壇） 議長のお許しを得て、1問お尋ねいたします。

町長選挙についてということで、ずばり森町長にお尋ねします。

来年5月に行われる三郷町町長選挙に出馬されるのかをお聞かせください。

議長（深木健宏） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。下村議員の直球の質問にお答えをしたいと思います。ちょっと私のほうは変化球でいくかもわかりませんので、よろしく願います。

私は、平成22年6月21日に三郷町長に就任し、7年と6か月の歳月が経過しましたが、以来、三郷町をよりすばらしいまちにしていきたいという強い思いを胸に抱き、輝きと安らぎのあるまちを目指して、さまざまな課題に取り組んでまいりました。

その中で、子育て支援の充実として、ちいすてっぶの開設、子ども医療費の中学校卒業までの無償化、学童保育の充実、通学路としての勢野北美松ヶ丘線の築造、防犯カメラの設置、ICT教育の推進、新給食センターの建設、また、継続中ではございますが、大きな事業として、三郷中学校の建替事業、それと、誰もが便利に乗れる新たな地域公共交通の確立として、予約制乗合タクシーの運行、定住促進対策として、子育て世帯等家賃助成、福祉施策として、障害者支援の充実、介護・認知症予防の拡大、環境施策として、太陽光とリチウムイオン蓄電池の設置、環境配慮機器の導入、清掃センターの広域化など、お約束したことや、議員各位からいただいたご提案を実現できたことは、これもひとえに、議会議員の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力のおかげだと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、少子高齢化・人口減少問題に歯どめをかける地方創生、すなわち三郷町総合戦略におきましては、平成27年度に始まり、平成31年度までの計画で進んでいるさなかではありますが、三郷町が、住んでよし、働いてよし、訪れてよし、学んでよしと、地域特性を生かし、このようになるよう、引き続き鋭意努力する所存でございます。

しかし、先ほどからも一般質問に出ましたように、ここに来まして大きな問題が発生しました。去る10月22日、23日に本町を襲った台風21号による大雨の影響で、甚大な被害が発生したことです。議員の皆様方も記憶に新しいかと存じますが、人命に被害がなかったことは不幸中の幸いでもありました。この教訓をもとに、今後、国や県としっかり協議を重ね、治水対策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、水害とともに、今後発生する可能性が高いと言われている南海トラフ巨大地震に対する備えなど、防災計画の抜本的な見直しが急務となりました。町民の皆様と生命と財産を守るため、安全で安心して生活ができるよう努めてまいりたいと考えております。

三郷町に住んでよかった、住んでみたいと言っただけには、まだまだ道

半ばでございます。未来ある子ども達のために、本議会においても、子育てワンストップ実現のための組織改編を上程させていただいているところでございます。一つ一つ着実に課題を解消するため、町の現状をじっくり見据え、住民の声に耳を傾けながら、きめ細やかで、かつスピーディーな行政サービスに努めてまいりたいと考えております。

これら以外にも取り組むべき施策はたくさんありますが、生活環境の充実、福祉全般にわたる施策の推進など、必要な施策を見きわめながら、効率的に施策を実施してまいる所存でございます。

長々とお話しさせていただきましたが、結論を申し上げますと、再出馬させていただき、そして、また町政のかじ取りという重責を担わせていただき、輝きと安らぎのあるまちのさらなる発展と充実を目指し、引き続き全力で取り組んでまいっている覚悟でございますので、どうぞご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(拍手)

議長(深木健宏) 再質問を許します。

12番(下村 修)(登壇) 質問ではないわけです。我々町会議員として、今の森町長のいろいろ考えを話されました。森町長が、私はちょっとと言われても、我々三郷町の議員として、今までどおり、いろんな形の中で、町民のために頑張っているというのを言わせてもらおうかなと思っていただいていたわけですが、自分からと言ったらいかんけども、まだやるべきことがたくさんあると。中学校の問題、いろいろな問題、また、今日の中で、子どもの問題とか、一般質問もございました。できれば、いろいろな形の中で、今の町長の気持ちであれば、やはり町民も出てほしいなというふうに思っておられると思います。できれば、我々議員一同、森町長に応援をして、三郷町をよくしていただきたいなど、かように思うことをお願いだけしておきます。

議長(深木健宏) 12番、下村 修議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いたいいたします。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでございました。ありがとうご

ございました。

散 会

午後 1時40分